

令和7年度(2025年度)
石狩市こどもの権利救済委員会
活動報告書



石狩市こどもの権利救済委員会
令和8年7月

はじめに

「石狩市こどもの権利に関する条例」が施行されて１年が経ちました。この条例が皆さまのご理解とご協力に支えられていることに、改めて感謝いたします。

この１年、幸いにも重大な人権侵害にあたるような「救済」が必要な事例はありませんでした。これは大変喜ばしいことです。一方で、窓口への相談件数は少しずつ増えてきています。一見すると心配に思われるかもしれませんが、私はこれを「条例が少しずつこどもたちや保護者の皆さまに届き、信頼され始めている証」だと前向きに捉えています。

「こんなことを言ってもいいのか」「誰に話せばいいのか」そう思った時に、この窓口を思い出して一歩を踏み出してくれたことは、石狩市のこどもの権利を守るための大きな一歩です。そして、その一つ一つの相談の解決に向け、こどもに関わる地域の機関が協力し合うことが、大きな問題に発展するのを防ぐことにつながると考えます。

権利救済委員会は、問題が起きてから動き出す場所だけではありません。こどもたちが困った時に、いつでも守ってくれる場でありたいと思っています。そのためには、こどもの小さな声に耳を傾け、その SOS を見逃さない温かい目を、もっともっと地域に広げていくことを願っています。

２年目を迎えるこれからの１年も、学校や地域、行政と手を取り合いながら、石狩市のこどもたちの権利が守られ、健やかな成長を育める環境づくりに努めてまいりたいと思います。引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

石狩市こどもの権利救済委員会 委員長 小山 和利

概要

令和7年4月1日に石狩市こどもの権利条例が制定されました。この条例は、こどもの大切な権利が将来にわたって保障され、こどもたちが安心して自分らしく健やかに成長していくための施策を総合的に推進することを目的としています。

そして、こどもの権利の侵害に速やかに対応し、その権利が回復できるようにするため「石狩市こどもの権利救済委員会」を設置しました。

1. 救済委員会の職務

- こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- こどもの権利侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、対象となるこどもや保護者の意向を最大限尊重しながら、事実の調査や調整をすること。
- 調査や調整の結果、救済委員会が必要であると認めるときは、市長に対し、市の関係機関に是正の措置を講ずるように勧告すること又はこどもに関係する制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- 調査や調整の結果、救済委員会が必要であると認めるときは、市長に対し、市以外の関係機関に是正の措置を講ずるように要請することを提言すること。

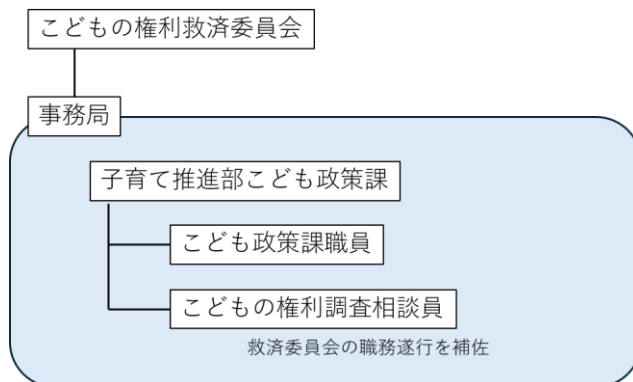
2. 令和7年度における委員会の構成と相談・救済の流れ

○こどもの権利救済委員

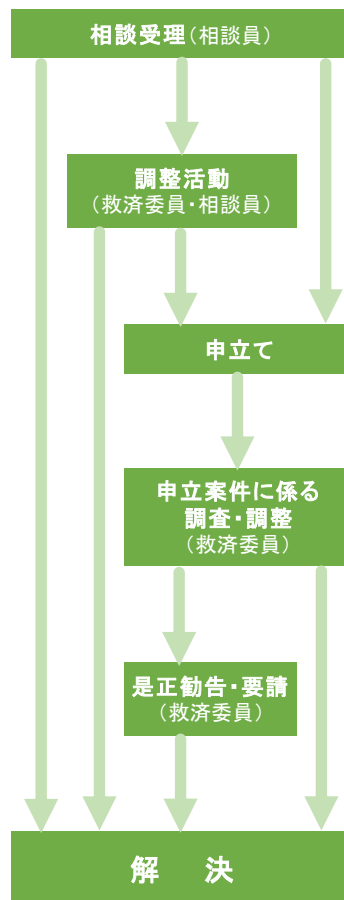
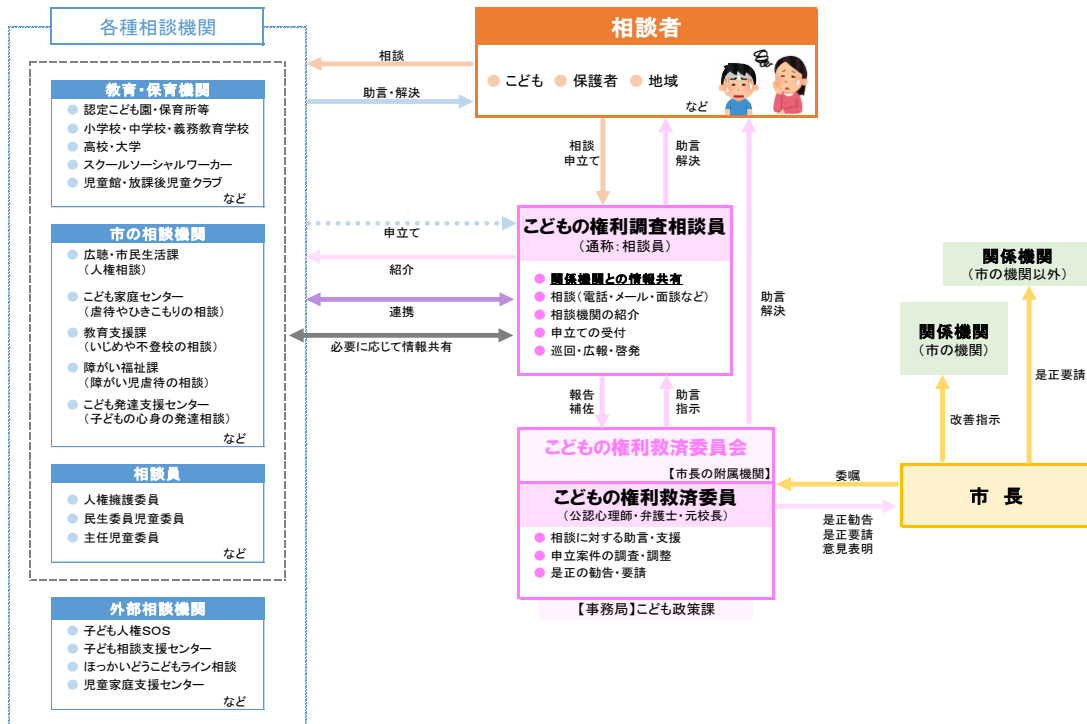
委員長	小 山 和 利	藤女子大学ウェルビーイング学部子ども教育学科教授
委員	上 岡 由紀子	弁護士（札幌弁護士会子どもの権利委員会委員）
委員	高 橋 たい子	元教育関係者

○事務局

- こどもの権利調査相談員 1名
- 子育て推進部こども政策課 3名（課長1名、主査1名、主任1名）



○相談・救済の流れ



3. 令和7年度こどもの権利救済委員会開催内容

検討事案に応じて開催。計4回の開催となりました。

No.	日時	活動内容
第1回	令和7年4月14日（月）	・委員長・職務代理選出 ・救済委員会の運営について
第2回	令和7年6月5日（木）	・こどもの権利相談の受付報告について ・こどもの意見を聴く取組みについて ・「にんしん SOS いしかり」の創設について
第3回	令和7年10月20日（月）	・こどもの権利相談の受付報告について ・こどもの権利相談窓口の周知について
第4回	令和8年3月10日（火）	・こどもの権利相談の受付報告について ・こどもの権利調査相談員の活動について

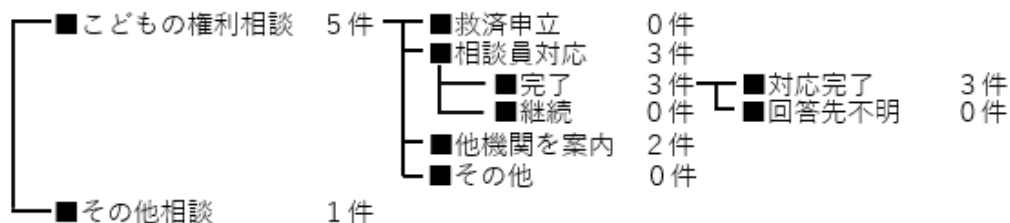
4. 令和7年度こどもの権利相談受付状況

令和7年度の相談受付件数は6件でした。相談内容は、こどもの居場所に関することや子育てに関する悩みなどであり、救済の申立てに至る案件はありませんでした。また、いじめや虐待などの重大な権利侵害が疑われる相談もなく、関係機関との連携により対応を行うことができました。

一方で、こども本人からの相談はなく、相談件数は決して多いとは言えません。困りごとを抱えながらも相談窓口の存在を知らないこどもや保護者がいる可能性も考えられます。今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談窓口の周知を継続して行っていく必要があります。

○相談受付件数 6件

《内訳》



《権利分類》

■安全に安心して生きる権利	6件	■自分らしく成長できる権利	3件
■意見を表明し、参加する権利	2件	■守り、守られる権利	5件

≪相談事例≫

本事例は、ご相談いただいた内容の要点のみを抽出し、特定の個人が判別できないよう複数の事案を統合・抽象化したフィクションを含んだ構成としております。

【相談の概要】

利用しているサービスや居場所に対し、運営側の対応をめぐって不信感や不安を抱いた保護者から「利用を辞めたい」との相談が寄せられた。

【窓口の対応と結果】

相談員が丁寧なヒアリングを行ったところ、保護者は運営側の対応に納得がいかない一方で、こども自身は「その場所での活動を続けたい」という意向を持っていることが判明した。

相談員は、保護者とこどもの双方の想いを大切に受け止めた上で、まずは保護者の抱える不安や不信感を取り除くための対話を行った。その後、運営側と利用者親子を交えた話し合いの場を設定し同席した。この対話を通じて双方の認識のズレを解消し、互いに理解を深めることで、安心してサービスを継続利用できる環境へと調整を図った。

5. こどもの権利普及啓発等活動状況

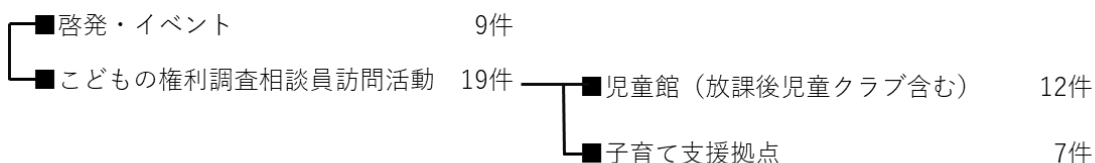
○活動件数 28 件

こどもの権利調査相談員による訪問活動は、相談を待つだけではなく、こどもが日常的に過ごしている施設へ出向き、こどもの様子や施設での過ごし方を直接確認したり、いつもそこに居て遊べる関係性をこどもと形成するなかで相談しやすい環境を築くねらいがあります。

こども自身が困りごとを言葉にできない場合や、保護者や施設職員が支援方法に悩んでいる場合もあることから、保護者や施設職員と情報を共有しながら、こどもにとって安心できる居場所づくりや適切な支援につながるよう助言等を行っています。

また、施設職員との顔の見える関係づくりを通じて、困りごとの早期把握や相談窓口の利用促進につなげるだけでなく、こどもの様子や服装の変化など、相談員が時々訪問するだけでは気付かない情報の取得も意図した試みです。

《内訳》



① 啓発・イベント

No	実施月日	実施内容（実施場所）	詳細
1	4 月	石狩市こどもの権利条例パンフレット（一般用）の配布	広報いしかり 4 月号に折込し全世帯に配布
2	5 月 29 日	相談窓口周知活動 ①イオンスーパーセンター 石狩緑苑台店 ②生活協同組合コープさっぽろ いしかり店 ③石狩市役所 ④ラッキー花川南店 ⑤ビッグハウス花川店	にんしん SOS いしかりの周知とともにこどもの権利条例啓発ポケットティッシュを配布した。（約 400 人）
3	6 月 1 日	人権擁護委員の日 開催場所：石狩市民図書館 主催：人権擁護委員	石狩市の人権擁護委員が実施したイベントへ石狩市こどもの権利条例や相談窓口周知の啓発資材の設置（20 部） ・パンフレット ・カード

4	6 月 23 日	石狩市こどもの権利条例パンフレット（こども用）の配布	こどもの権利条例パンフレット（こども用）の配布 （配布部数：児童生徒分 4,299 部、教職員分 600 部） ・市内小中学校の児童生徒及び教職員へ配布
5	9 月 19 日	子育てメッセ 2025 開催場所：花川北コミュニティセンター 主催：いしかり子育てネット会議	こどもの権利ブースを設置 （イベント全体の参加者：198 人） ・ヨーヨー釣り ・パンフレット ・カードを配置 ・こどもの権利月間イベント（11 月 29 開催）の周知
6	10 月 5 日	2025 いしかりこどもまつり 主催・開催場所：こども未来館 あいぽーと	石狩市こどもの権利条例のポスターの掲示とパンフレットの配布（100 部）
7	10 月 11 日	ふれっコまつり 主催・開催場所：ふれあいの杜子ども館	石狩市こどもの権利条例のポスターの掲示とパンフレットの配布（100 部）
8	11 月 29 日	石狩市こどもの権利月間イベント 開催場所：石狩市民図書館	こどもの権利月間のイベントを市民図書館にて開催。 【イベント内容】 ①こどもの権利の木（1,653 人） ②キーワードラリー（268 人内、景品交換ガチャ参加者 120 人） ③オリジナル缶バッチづくり（48 人） ④生活運動グループコーナー（43 人）

9	12月24日	出前講座 開催場所：紅南小学校	紅南小学校の教職員を対象に こどもの権利条例の出前講座 を実施（29人）
---	--------	--------------------	--

【その他】

○広報いしかりに相談窓口を掲載（毎月）

○広報いしかりにこどもの権利救済員のコラム掲載（5月、7月、9月、11月）

② こどもの権利調査相談員訪問活動

○訪問日数 15日

○訪問件数 19件

└ 調査対象のこどもの数 14人（調査回数 28回）

※こどもの施設での過ごし方を確認し、施設職員にこどもへの関わりや保護者への関わりについてアドバイス等を実施したこどもの数

6. 啓発グッズについて

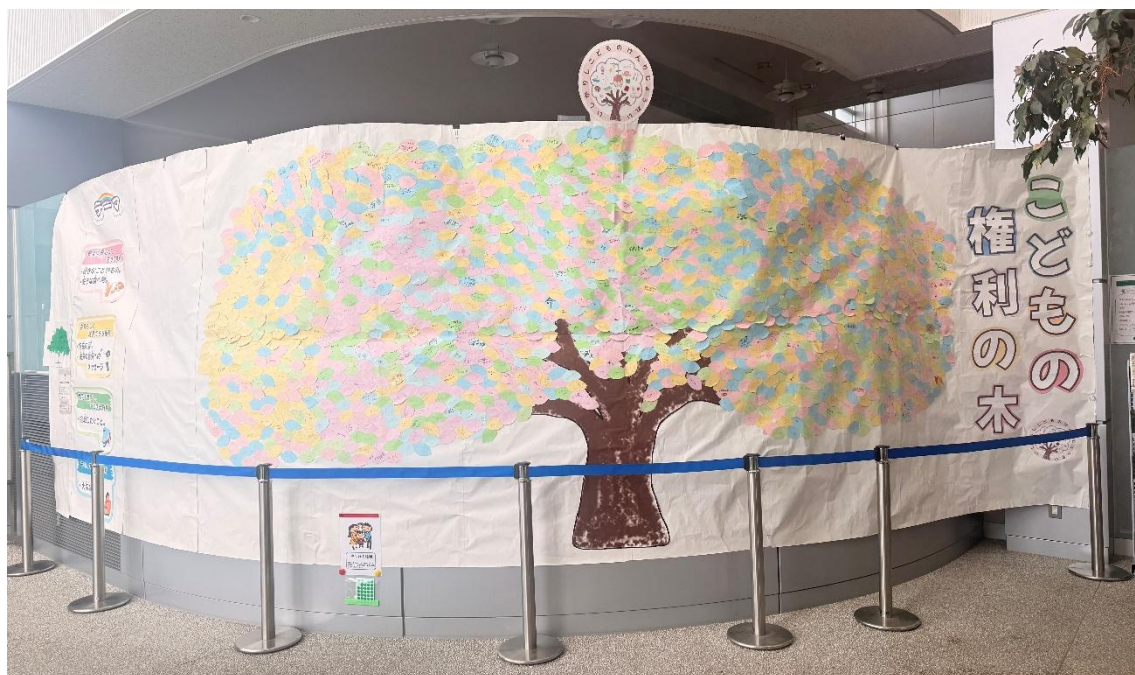
～缶バッチ～ 	～ポケットティッシュ～ 
～のぼり～ 	～【こども向け】周知カード～ 
～【一般向け】周知カード～ 	～ポスター～ 

石狩市こどもの権利条例マーク	石狩市こどもの権利条例パンフレット (一般用・こども用)
	

7. こどもの意見を聴く取組について

- ・市長のこども部屋（7月28日開催 参加者20名）
- ・こどもモニター制度（登録者 47名）

○石狩市こどもの権利月間イベントで制作したこどもの権利の木



おわりに

令和7年度は、救済の申立てや重大な権利侵害に関する相談はなく、関係機関との連携により対応可能な相談が中心となりました。一方で、条例施行初年度ということもあって、相談件数は6件にとどまっており、この件数のみをもって、困難を抱えるこどもや家庭が少ないと判断することはできません。実際には、相談先が分からない、相談してよい内容か迷っている、あるいは自ら助けを求めることが難しいこどもや保護者が存在している可能性があると考えています。

こどもの権利を守るためには、権利侵害が生じた後の救済だけではなく、困りごとを早期に把握し、深刻な状況に発展する前に支援につなげることも重要です。そのため、今後も救済委員会やこどもの権利調査相談員の活動について積極的な周知を行うとともに、既存の相談窓口や関係機関、学校などこどもの居場所との連携を深めながら、こどもや保護者が安心して相談できる環境づくりに努めます。



令和7年(2025)度活動報告書
令和8年7月発行

石狩市こどもの権利救済委員会